



夢・未来 輝く福山 100周年



福山市ばらのイメージ
キャラクター「ローラ」

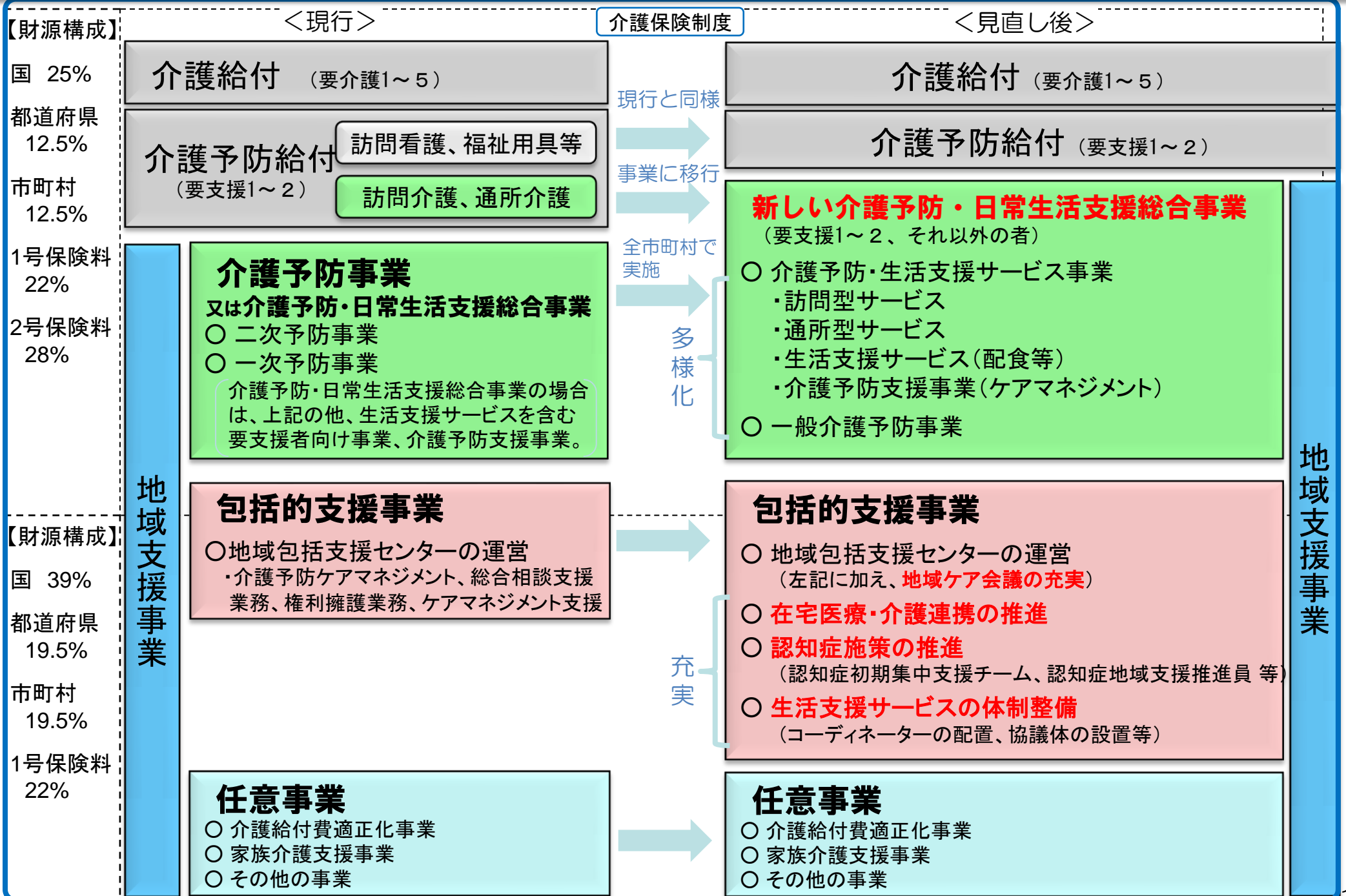
2014年度(平成26年度)介護サービス事業者説明会

新しい介護予防・日常生活支援総合事業について

2015年(平成27年)3月13日

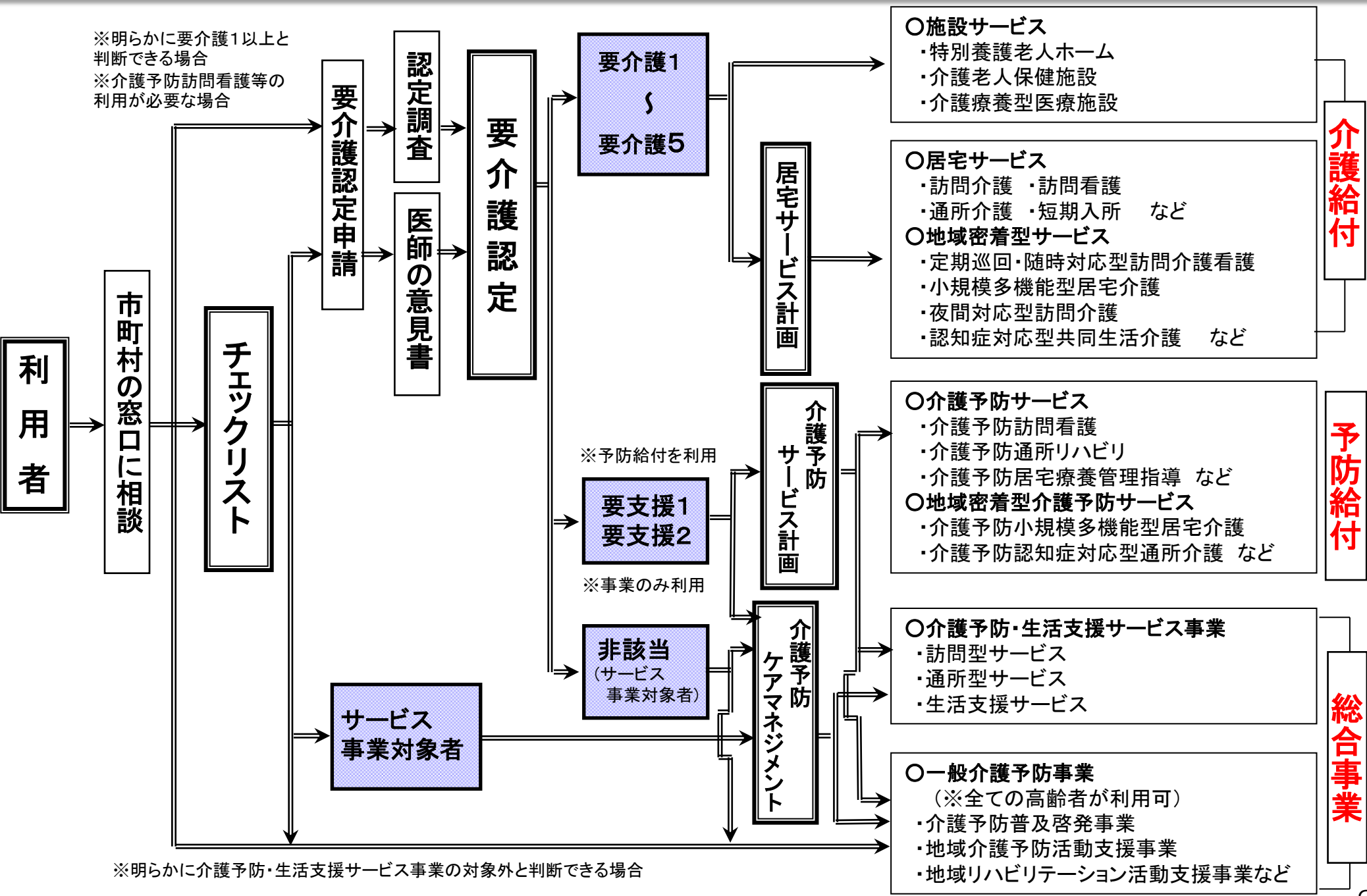
福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課

1 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



2 介護サービスの利用の手続き

※明らかに要介護1以上と判断できる場合
 ※介護予防訪問看護等の利用が必要な場合



※明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合

介護給付

予防給付

総合事業

福山市介護予防・生活支援サービス事業 基本チェックリスト実施要領

本要領は、事業対象者決定のための基本チェックリスト実施に係る、必要な事項を定めるものとする。

福山市介護予防・生活支援サービス事業(以下サービス事業という)によるサービスのみを利用する場合は、要介護認定等を省略して介護予防・生活支援サービス事業対象者(以下事業対象者という)とし迅速なサービス利用につなげるものとする。基本チェックリストは、相談窓口において、必ずしも要介護認定等を受けなくても必要なサービスを事業で利用できるよう本人の状況を確認するツールとして用いるものとする。

1 事業対象者は、65歳以上のつぎの者とする。

- (1)基本チェックリストにおいて、基準項目に該当する者。
- (2)要介護認定等の申請を行った結果、「非該当」と認定され基本チェックリストにおいて基準項目に該当する者。
- (3)要支援認定を受けている者で要支援認定の更新をしないで、有効期間満了前に基本チェックリストにおいて基準項目に該当する者。
- (4)事業対象者として決定後、一般介護予防事業への移行、あるいは、おおむね3か月間サービス事業の利用がない場合に、改めてサービス利用の希望がなされた場合で、基本チェックリストにおいて基準項目に該当する者。

2 窓口での相談受付

相談受付窓口は、市高齢者支援課、各支所保健福祉課・保健福祉担当、各地域包括支援センターとし、窓口における対応については、次のとおりとする。

- (1)窓口担当者は、高齢者や家族から相談の目的や希望するサービス内容について聴き取りを行う。
- (2)窓口担当者は、サービス事業、要介護認定等の申請、一般介護予防事業についてパンフレットをもとに説明を行う。特にサービス事業については、その目的や内容、メニュー、手続き等について十分説明を行う。
- (3)聴き取りの際、寝たきり状態にある、または認知機能の低下や問題行動により目が離せない状況にあるような明らかに要介護認定が必要な場合、あるいは予防給付(介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等)や介護給付によるサービスを希望している場合等は、要介護認定の申請に導くものとする。
- (4)総合事業の説明の際には、介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨として、次のことを十分説明するものとする。
 - ①この事業は、適切な介護予防ケアマネジメントに基づき、要支援状態からの自立の促進や重症化予防の推進を図るものであること。
 - ②介護予防ケアマネジメントにおいては、本人が目標を立て、その達成に向けてサービスを利用しながら一定期間取り組み、達成後は、自立へ向けた次のステップに移っていくこと。

また、次のことに留意して行うものとする。

- ①サービス事業によるサービスのみを利用する場合は、基本チェックリストを用いて事業対象者となることで、迅速なサービス利用が可能となる。
- ②事業対象者となった後や、サービス事業によるサービスを利用し始めた後も、必要な時は要介護認定等の申請が可能であること。
- ③サービス事業における医療・保健の専門職(保健師、リハビリ専門職等)が関与する訪問型サービス(短期集中予防サービス)、通所型サービス(短期集中予防サービス)については、介護予防ケアマネジメントにより、維持・改善すべき課題(目標)を明確にするとともに、課題(目標)達成できた場合は、一般介護予防事業を行っているプラザや地域の集いの場へ移行することについて理解を得ること。
- (5)サービス事業利用のための手続きは、原則、被保険者本人が直接窓口に出向いて行うものであるが、本人が来所できない(入院中である、相談窓口が遠い、外出に支障がある等)場合は、電話や家族の来所による相談に基づき、本人の状況や相談の目的等を聴き取るものとする。本人が来所できない場合は、地域包括支援センターが訪問し、基本チェックリストを実施することとする。
- (6)第2号被保険者については、がんや関節リウマチ等の特定疾病に起因して要介護状態等となることがサービスを受ける前提となるため、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行うものとする。

3 基本チェックリストの活用・実施

- (1)窓口において、生活の困りごと等の相談をした被保険者に対して基本チェックリストを実施し、利用すべきサービスの区分(一般介護予防事業、サービス事業及び給付)の振り分けを行う。
- (2)基本チェックリストの質問項目及び基準については、改正前の二次予防事業対象者の把握として利用していたものと同様のものを用い、その際、対象者の基準については「閉じこもり」「認知機能の低下」「うつ病の可能性」を判断する項目についても活用する。
実施に際しては、別添の「表2 基本チェックリストについての考え方」に基づき、質問項目の趣旨を説明しながら本人等に記入してもらう。「表1 事業対象者に該当する基準」として1つの基準のみに該当(例えば「口腔機能の低下」のみに該当)する場合でも、介護予防ケアマネジメントにおいてアセスメントを行い、該当した基準の項目に関係なく、自立支援に向けた課題の抽出、目標の設定等を行い必要なサービスにつなげる。
- (3)基本チェックリストの活用・実施の際には、質問項目と併せ、利用者本人の状況やサービス利用の意向を聞き取ったうえで振り分けを判断する。
- (4)基本チェックリストの活用・実施により、要介護認定等の申請が必要と判断した場合は、要介護認定申請を行う。
- (5)基本チェックリストを居宅介護支援事業所が行うことは可とするが、その結果については必ず地域包括支援センターを通して窓口申請を行うこととする。

申請時には、基本チェックリスト(市提出用)、介護保険被保険者証、介護予防ケアマネジメント依頼書を提出する。

4 介護保険認定非該当者の扱い

(1) 要介護認定等を受けていた人が更新申請により非該当となった場合、新規申請により非該当となった場合ともに基本チェックリストの実施が必要となる。この場合は、介護保険課から認定結果通知とともに総合事業のリーフレットを送付し、事業の利用が必要な方は市窓口または地域包括支援センターに相談してもらうよう案内する。

5 基本チェックリスト提出後の流れ

(1) 一般介護予防事業のみを利用する場合を除き、地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを実施したうえでサービス利用を開始するものとする。